

## 西宮市立段上西小学校いじめ防止基本方針

西宮市立段上西小学校

### 1 本校の方針

「ふれあいとチャレンジ」を学校教育目標として、思いやりのあるたくましい子・正しく判断し考え、表現できる子・根気強く課題に取り組み主体的に行動する子を育てることを目標としている。

そこで、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備する。そして、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 基本的な考え方

本校は、昭和53年に段上小と甲東小から分離して創立され、東は百間樋、西は阪急甲東園、北は仁川、南は171号線に囲まれている。駅前や主要幹線道路沿いに大きなマンションが建設されているが、まだ田んぼや畑などの自然も残っている地域である。保護者は、学校教育に対する理解が深く、PTA活動や登下校時の見守り等のボランティア活動にも協力的である。

また、青少年愛護協議会やスポーツクラブ21の地域での活動も定着しており、学校と家庭と地域が連携して子供たちの成長を見守る恵まれた環境にある。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

### 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

#### (1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

**別紙1** 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないよう、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

**別紙2** チェックリスト

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

**別紙3** 年間指導計画

#### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認等を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については教育連携協議会や学校評議員会などの機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。なお、本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者・地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境
- ・保護者・地域との連携

いじめ対応チーム

定期開催

【構成員】 校長、教頭、生活指導担当者、各学年教諭、養護教諭 等

【必要に応じて】 スクールカウンセラー・関係機関職員・警察 等

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮児童への支援方針の協議

未然防止

- 学習指導の充実
  - ・学習における規律作り
  - ・意欲的に取り組む授業研究
- 特別活動の充実
  - ・学級活動の充実
  - ・異学年交流の充実
- 人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
  - ・情報モラルの指導の充実
- 保護者・地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・学校公開・公開授業の実施
  - ・地域行事への積極的参加
  - ・教育連携協議会の実施
- 幼・保・中との連携
  - ・入学前の幼稚園、保育所との情報交換
  - ・中学校への引き継ぎ

早期発見

- 情報の収集
  - ・教員の観察による気付き
  - ・養護教諭からの情報
  - ・児童・保護者・地域からの情報
  - ・登下校時の指導
  - ・アンケートの実施
  - ・日常の相談実施
- 情報の共有
  - ・報告の徹底
  - ・職員会議等での全職員の情報共有
  - ・要配慮児童の実態把握
  - ・次年度への申し送り事項の徹底

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 特定の子どもの気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもの残る
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある

## いじめられている子

### ◎日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが 増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ とくとき涙ぐんでいる

### ◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う席に座っている
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる

### ◎ 昼食時

- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 配られたものが交換される
- ☐ 食べ物にいたずらされる

### ◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

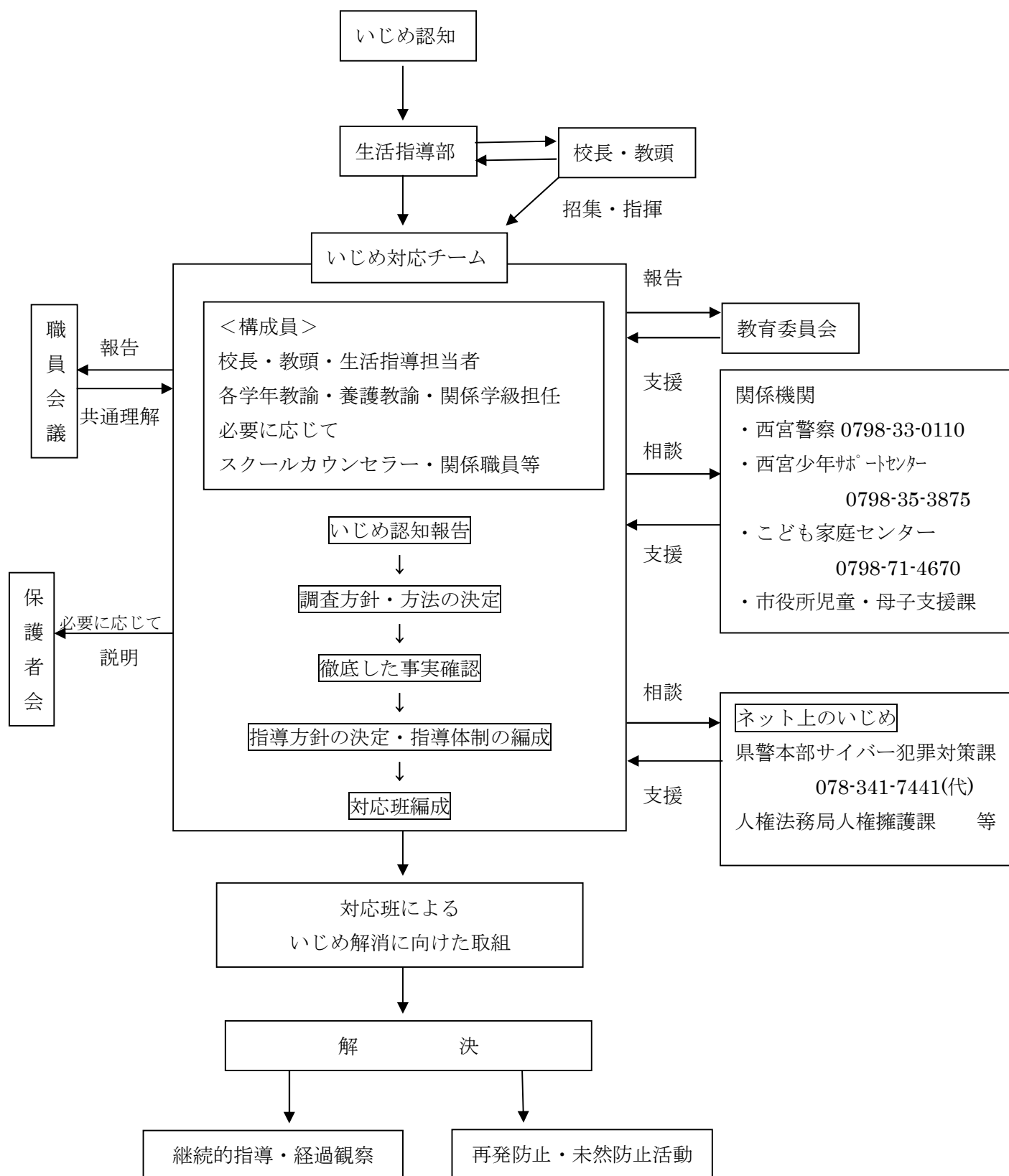
### ◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある

## いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ 特定の子どものみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 発言の中に差別意識が見られる
- ☐ 集団でひそひそ話をする

|     | 職員会議等                 | 未然防止に向けた取り組み                    | 早期発見に向けた取り組み     |
|-----|-----------------------|---------------------------------|------------------|
| 4月  | いじめ対応チーム<br>指導方針・計画作成 | 入学前の幼稚園・保育所との情報<br>交換<br>学級づくり  | 懇談会<br>家庭訪問      |
| 5月  |                       | 授業公開                            | 家庭訪問<br>懇談会      |
| 6月  | 事<br>案<br>発<br>生<br>時 | オープンスクール                        | 生活アンケート①         |
| 7月  |                       | 地域行事参加                          | 個人懇談             |
| 8月  | い<br>じ<br>め           | カウンセリング研修                       |                  |
| 9月  | 対<br>策                | 人権学習授業公開<br>地域行事参加<br>コンサルテーション |                  |
| 10月 | 委<br>員<br>会           | 運動会<br>地域行事参加<br>自然学校           |                  |
| 11月 | 職<br>員<br>会<br>議      | 音楽会又は図工展                        | 生活アンケート②<br>個人懇談 |
| 12月 |                       | 地域行事参加                          | 個人懇談             |
| 1月  |                       | 授業公開                            |                  |
| 2月  |                       | 授業公開<br>地域行事参加                  |                  |
| 3月  | いじめ対応チーム<br>本年度のまとめ   |                                 | 生活アンケート③         |



■被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。

・いじめを発見した時は、直ちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。

・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

■双方の保護者に説明をする。

■双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。